

開示請求書受付番号

26087

26消安第4671号  
平成27年1月6日

## 行政文書不開示決定通知書

野中 公彦 様

農林水産大臣 西川 公也



平成26年12月3日付け（12月8日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回から第15回（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）の開催の根拠となる諮問に関する一切の文書及び諮問された証明となる文書

2 不開示とした理由

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会については、農林水産大臣の諮問による開催ではなく、開示請求に係る行政文書は、そもそも存在しないため、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

\* 担当課等

担当課等：農林水産省消費・安全局動物衛生課総務班 後藤 幹介  
住所：東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（内線4581）